

令和8年4月1日以降入札の工事から適用 通達資料

営繕工事における週休2日の取得に要する費用の計上に関する試行について
(令和3年1月14日付け事調第1266号農政部農村振興局事業調整課長通知)の一部改正

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>営繕工事における週休2日の取得に要する費用の計上に関する試行実施要領</p> <p>1 目的 農政部が発注する営繕工事の工期については、工期の設定に関する発注者の責務等を定めた品確法等の主旨を踏まえ、土曜日、日曜日、祝休日等を工事期間中の休業日として確保するなど適切な設定に努めているところですが、建設業界においては、担い手不足が懸念され、将来を担う技術者確保が重要な課題となり、入職しやすい環境づくりに向けた建設現場における「働き方改革」が求められているところですが、</p> <p>このことから、休日を確保できる環境整備を推進するため、営繕工事における週休2日の取得に要する費用の計上に関する試行を、積算基準日が <u>令和8年(2026年)4月1日</u>以降入札の工事から実施し、週休2日による施工の実施方法等について定める。</p> <p>2 対象工事 【省略】</p> <p>3 用語の定義 1) 週休2日</p> <p><u>①完全週休2日(土日)とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日に指定し、2日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日に指定するものとする。</u></p> <p><u>②月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</u></p> <p><u>③通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</u></p> <p>2) 対象期間 【省略】</p> <p>3) 現場閉所 【省略】</p> <p>4) 4週8休以上</p> <p><u>①完全週休2日(土日)の達成は、対象期間内の全ての週(原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。)ごとに現場閉所日数が2日以上水準に達していることをもって判断する。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の</u></p>	<p>営繕工事における週休2日の取得に要する費用の計上に関する試行実施要領</p> <p>1 目的 農政部が発注する営繕工事の工期については、工期の設定に関する発注者の責務等を定めた品確法等の主旨を踏まえ、土曜日、日曜日、祝休日等を工事期間中の休業日として確保するなど適切な設定に努めているところですが、建設業界においては、担い手不足が懸念され、将来を担う技術者確保が重要な課題となり、入職しやすい環境づくりに向けた建設現場における「働き方改革」が求められているところですが、</p> <p>このことから、休日を確保できる環境整備を推進するため、営繕工事における週休2日の取得に要する費用の計上に関する試行を、積算基準日が <u>令和3年(2021年)3月1日</u>以降の工事から実施し、週休2日による施工の実施方法等について定める。</p> <p>2 対象工事 【省略】</p> <p>3 用語の定義 1) 週休2日</p> <p><u>「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいう。</u></p> <p>2) 対象期間 【省略】</p> <p>3) 現場閉所 【省略】</p> <p>4) 4週8休以上</p> <p><u>「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</u></p>	<p></p> <p>字句の改正</p> <p>字句の削除</p> <p>字句の削除</p> <p>字句の削除</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考																	
<p>2) 積算及び変更方法</p> <hr/> <p>「月単位の週休2日」の達成を前提に、1) ②により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。</p> <p>現場閉所の達成状況を確認し、「完全週休2日(土日)」を達成した場合は、補正係数を1) ①に変更し、請負代金額のうち補正分を増額変更する。なお、「月単位の週休2日」が未達成の場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。</p> <p>7 入札公告及び入札説明書並びに特記仕様書への記載について 【省略】</p> <p>8 実施の留意事項 【省略】</p> <p>9 実施フロー</p> <table border="1" data-bbox="142 961 1205 1163"> <tr><td>工事発注時</td></tr> <tr><td>・週休2日試行工事を選定後、入札公告文及び入札説明書並びに特記仕様書に当該工事が試行工事であり、当初積算において月単位の4週8休以上の補正係数を乗じている旨を記載する。(10 記載例1)～2)参照)</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <table border="1" data-bbox="142 1213 1205 1566"> <tr><td>試行工事契約締結後の施工計画書提出時</td></tr> <tr><td>・受注者が週休2日による施工を希望する場合は、実施計画書(別記様式1)を施工計画書に添付して、打合簿とともに工事監督員へ提出する。</td></tr> <tr><td>・工事監督員は計画工程表の休日取得計画の妥当性を確認する。(10 記載例3)参照)</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <table border="1" data-bbox="142 1667 1205 1921"> <tr><td>試行工事 実施(施工)中</td></tr> <tr><td>・工事監督員は、休日が適切に取得されているか、必要に応じて受注者への聞き取りや、受注者からの別記様式1(※¹)または現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等の提示により確認を行う。</td></tr> <tr><td>・受注者は、週休2日を確保しつつ、受注者の責めに帰すことができない事由により工期を延長する必要がある場合、工事監督員へ工期延長についての協議を行うもの</td></tr> </table>	工事発注時	・週休2日試行工事を選定後、入札公告文及び入札説明書並びに特記仕様書に当該工事が試行工事であり、当初積算において月単位の4週8休以上の補正係数を乗じている旨を記載する。(10 記載例1)～2)参照)	試行工事契約締結後の施工計画書提出時	・受注者が週休2日による施工を希望する場合は、実施計画書(別記様式1)を施工計画書に添付して、打合簿とともに工事監督員へ提出する。	・工事監督員は計画工程表の休日取得計画の妥当性を確認する。(10 記載例3)参照)	試行工事 実施(施工)中	・工事監督員は、休日が適切に取得されているか、必要に応じて受注者への聞き取りや、受注者からの別記様式1(※ ¹)または現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等の提示により確認を行う。	・受注者は、週休2日を確保しつつ、受注者の責めに帰すことができない事由により工期を延長する必要がある場合、工事監督員へ工期延長についての協議を行うもの	<p>2) 積算及び変更方法</p> <p>予定価格は、上記 1) に基づき労務費を補正し、工事費を積算して作成する。</p> <p>現場閉所(現場休息)の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。</p> <hr/> <p>7 入札公告及び入札説明書並びに特記仕様書への記載について 【省略】</p> <p>8 実施の留意事項 【省略】</p> <p>9 実施フロー</p> <table border="1" data-bbox="1400 961 2460 1163"> <tr><td>工事発注時</td></tr> <tr><td>・週休2日試行工事を選定後、入札公告文及び入札説明書並びに特記仕様書に当該工事が試行工事であり、当初積算において_____4週8休以上の補正係数を乗じている旨を記載する。(10 記載例1)～2)参照)</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <table border="1" data-bbox="1400 1213 2460 1566"> <tr><td>試行工事契約締結後の施工計画書提出時</td></tr> <tr><td>・受注者が週休2日による施工を希望する場合は、実施計画書(別記様式1)を施工計画書に添付して、打合簿とともに工事監督員へ提出する。</td></tr> <tr><td>・工事監督員は計画工程表の休日取得計画の妥当性を確認する。(10 記載例3)参照)</td></tr> <tr><td>・<u>受注者が週休2日による施工を希望しない場合は、打合簿にて工事監督員へ報告する。</u></td></tr> </table> <p>※受注者が週休2日による施工を希望しない場合は減額変更を行う。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <table border="1" data-bbox="1400 1667 2460 1921"> <tr><td>試行工事 実施(施工)中</td></tr> <tr><td>・工事監督員は、休日が適切に取得されているか、必要に応じて受注者への聞き取りや、受注者からの別記様式1(※¹)または現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等の提示により確認を行う。</td></tr> <tr><td>・受注者は、週休2日を確保しつつ、受注者の責めに帰すことができない事由により工期を延長する必要がある場合、工事監督員へ工期延長についての協議を行うもの</td></tr> </table>	工事発注時	・週休2日試行工事を選定後、入札公告文及び入札説明書並びに特記仕様書に当該工事が試行工事であり、当初積算において_____4週8休以上の補正係数を乗じている旨を記載する。(10 記載例1)～2)参照)	試行工事契約締結後の施工計画書提出時	・受注者が週休2日による施工を希望する場合は、実施計画書(別記様式1)を施工計画書に添付して、打合簿とともに工事監督員へ提出する。	・工事監督員は計画工程表の休日取得計画の妥当性を確認する。(10 記載例3)参照)	・ <u>受注者が週休2日による施工を希望しない場合は、打合簿にて工事監督員へ報告する。</u>	試行工事 実施(施工)中	・工事監督員は、休日が適切に取得されているか、必要に応じて受注者への聞き取りや、受注者からの別記様式1(※ ¹)または現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等の提示により確認を行う。	・受注者は、週休2日を確保しつつ、受注者の責めに帰すことができない事由により工期を延長する必要がある場合、工事監督員へ工期延長についての協議を行うもの	<p>表の改正</p>
工事発注時																			
・週休2日試行工事を選定後、入札公告文及び入札説明書並びに特記仕様書に当該工事が試行工事であり、当初積算において月単位の4週8休以上の補正係数を乗じている旨を記載する。(10 記載例1)～2)参照)																			
試行工事契約締結後の施工計画書提出時																			
・受注者が週休2日による施工を希望する場合は、実施計画書(別記様式1)を施工計画書に添付して、打合簿とともに工事監督員へ提出する。																			
・工事監督員は計画工程表の休日取得計画の妥当性を確認する。(10 記載例3)参照)																			
試行工事 実施(施工)中																			
・工事監督員は、休日が適切に取得されているか、必要に応じて受注者への聞き取りや、受注者からの別記様式1(※ ¹)または現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等の提示により確認を行う。																			
・受注者は、週休2日を確保しつつ、受注者の責めに帰すことができない事由により工期を延長する必要がある場合、工事監督員へ工期延長についての協議を行うもの																			
工事発注時																			
・週休2日試行工事を選定後、入札公告文及び入札説明書並びに特記仕様書に当該工事が試行工事であり、当初積算において_____4週8休以上の補正係数を乗じている旨を記載する。(10 記載例1)～2)参照)																			
試行工事契約締結後の施工計画書提出時																			
・受注者が週休2日による施工を希望する場合は、実施計画書(別記様式1)を施工計画書に添付して、打合簿とともに工事監督員へ提出する。																			
・工事監督員は計画工程表の休日取得計画の妥当性を確認する。(10 記載例3)参照)																			
・ <u>受注者が週休2日による施工を希望しない場合は、打合簿にて工事監督員へ報告する。</u>																			
試行工事 実施(施工)中																			
・工事監督員は、休日が適切に取得されているか、必要に応じて受注者への聞き取りや、受注者からの別記様式1(※ ¹)または現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等の提示により確認を行う。																			
・受注者は、週休2日を確保しつつ、受注者の責めに帰すことができない事由により工期を延長する必要がある場合、工事監督員へ工期延長についての協議を行うもの																			

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>とする。</p> <p>・工事監督員は、工期内における<u>完全</u>週休2日の履行_____が確認できた時点で、設計変更により<u>労務費及び現場管理費</u>の補正を行う。ただし、工事期間中に「履行」が確認できなければならない。</p> <p>⇒工事の完成日の20日前までに、<u>履行</u>が確認できる場合は、その確認日以降であれば、設計変更を行って差し支えない。</p> <p>⇒<u>月単位の週休2日の履行</u>することができないこととなった場合にあっては、<u>設計変更により、補正係数を除し、請負金額のうち労務費補正分の減額変更を行う。</u></p> <p>⇒受注者は、工事の完成日の20日前までに、<u>履行</u>が確認できない場合にあっては、その後の現場閉所予定を記入した「別記様式1」等の実施予定状況が確認できる書類を提出し、工事監督員による休日取得計画の妥当性の確認を受け<u>履行</u>の見込みが確認できる場合は、設計変更を行うものとする。</p> <p>(ただし、受注者は<u>履行</u>確認のための提示資料を取りまとめ、工事監督員による作業実態の確認に応じること。)</p>	<p>とする。</p> <p>・工事監督員は、<u>「工期内における_____週休2日の履行(以下「履行」)</u>が確認できた時点で、設計変更により<u>労務費_____</u>の補正を行う。ただし、工事期間中に「履行」が確認できなければならない。</p> <p>⇒工事の完成日の20日前までに、「<u>履行</u>」が確認できる場合は、その確認日以降であれば、設計変更を行って差し支えない。</p> <p>⇒<u>「履行」_____</u>ができないこととなった場合にあっては、<u>特に手続きを要しないが、必要に応じ工事監督員と協議するものとする。</u></p> <p>⇒受注者は、工事の完成日の20日前までに、「<u>履行</u>」が確認できない場合にあっては、その後の現場閉所予定を記入した「別記様式1」等の実施予定状況が確認できる書類を提出し、工事監督員による休日取得計画の妥当性の確認を受け<u>「履行」</u>の見込みが確認できる場合は、設計変更を行うものとする。</p> <p>(ただし、受注者は<u>「履行」</u>確認のための提示資料を取りまとめ、工事監督員による作業実態の確認に応じること。)</p>	
<p>10 記載例</p> <p>1) 入札公告記載例</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(6)「営繕工事における週休2日の取得に要する費用の計上に関する試行」の対象工事</p> <p>この工事は、<u>月単位の4週8休</u>に取り組むことを前提とし、労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)に<u>月単位の4週8休以上の補正係数</u>を乗じて予定価格を算出する試行対象工事である。なお、<u>完全週休2日を実施した場合に設計変更にて労務費、現場管理費の補正を行う。</u></p> <p><u>また、月単位の4週8休に満たない場合は、_____</u> <u>_____設計変更により、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分の減額変更を行う。</u></p> <p>2) 特記仕様書記載例</p> <p>○週休2日を実施した場合に対象期間中の現場閉所状況に応じて労務費を補正し設計変更を行う試行についての特記仕様書</p> <p>1 週休2日による施工</p> <p>1) 本工事は、当初積算において「<u>月単位の4週8休以上</u>」の達成を前提とした補正係数を労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)に乗じている。</p> <p>また、発注者は現場閉所の達成状況を確認後、<u>完全週休2日を実施した場合には設計変更にて労務費、現場管理費の補正を行う。</u></p> <p><u>_____月単位の4週8休に満たない場合は、設計変更により、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分の減額変更を行う。</u></p>	<p>10 記載例</p> <p>1) 入札公告記載例</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(6)「営繕工事における週休2日の取得に要する費用の計上に関する試行」の対象工事</p> <p>この工事は、<u>_____4週8休</u>に取り組むことを前提とし、労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)に<u>_____4週8休以上の補正係数</u>を乗じて予定価格を算出する試行対象工事である。なお、<u>_____</u> <u>_____なお、現場閉所率が_____</u> <u>_____4週8休に満たない場合は、補正係数による補正を行わずに請負代金額を減額変更する試行対象工事である。</u></p> <p>2) 特記仕様書記載例</p> <p>○週休2日を実施した場合に対象期間中の現場閉所状況に応じて労務費を補正し設計変更を行う試行についての特記仕様書</p> <p>1 週休2日による施工</p> <p>1) 本工事は、当初積算において「<u>月単位の4週8休以上</u>」の達成を前提とした補正係数を労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)に乗じている。</p> <p>また、発注者は現場閉所の達成状況を確認後、<u>_____</u> <u>_____4週8休に満たない場合は、補正係数による補正を行わずに請負代金額を減額変更する。</u></p> <p><u>_____</u> <u>_____</u></p>	

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<div data-bbox="142 191 1205 327" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>_____</p> <p>_____</p> </div> <p>3) 打合簿 【省略】</p> <p>○ (別添) 営繕工事における週休2日工事実施要領補足事項 【新設】</p>	<div data-bbox="1400 191 2460 327" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="color: red;">なお、受注者が工事着手前に週休2日の取り組みを希望しない場合については、適宜当初積算の補正分を全て減ずるものとする。</p> </div> <p>3) 打合簿 【省略】</p> <p>○ 営繕工事における週休2日の取得に要する費用の積算方法等の運用 【廃止】</p>	